

第 3 次新潟市障がい者計画・第 4 期新潟市障がい福祉計画について

1. 第 3 次新潟市障がい者計画

(1) 計画の位置付け

・ 障害者基本法第 11 条第 3 項の規定に基づく「市町村障害者計画」

【参考】

(障害者基本法第 11 条第 3 項) 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

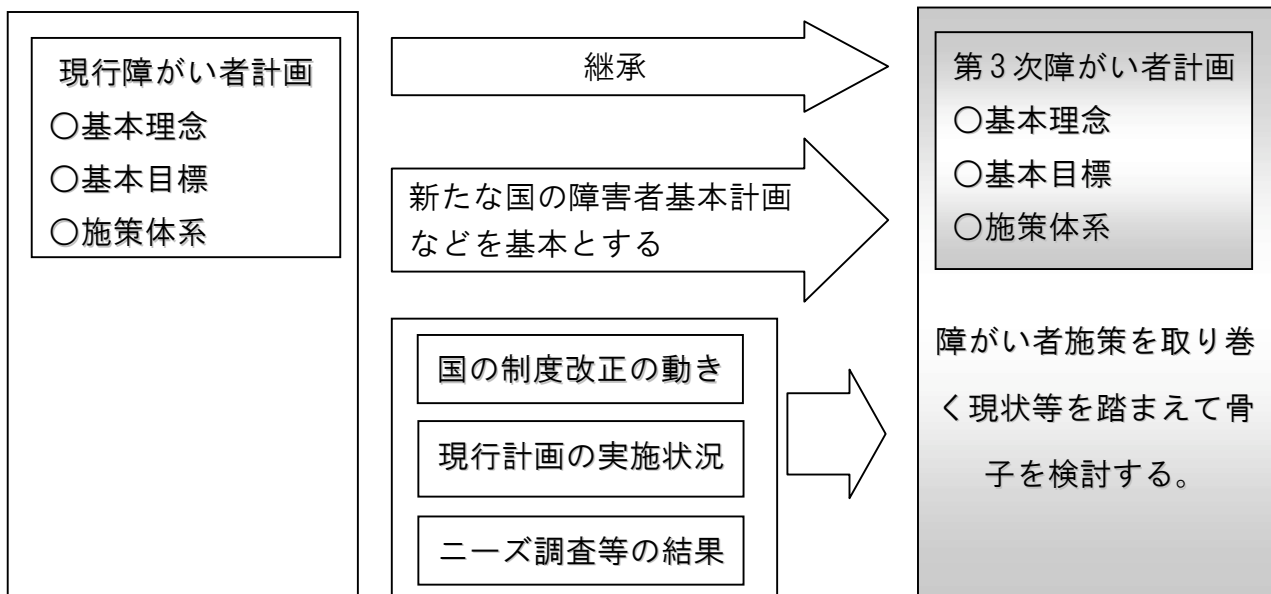
※ 国の障害者基本計画（第 3 次）は、平成 25 年 9 月 27 日に閣議決定済み。計画期間：平成 25 年～29 年の 5 年間

(2) 計画期間 H27～32 年度までの 6 年間

(3) 計画策定の基本的な考え方

第 3 次障がい者計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画、県障害者計画を基本とすること、障がい者の状況等を踏まえることとされている。

第 3 次障がい者計画は、現行計画を継承するものの、平成 25 年度に策定された新たな国の障害者基本計画、現行計画の実施状況及びニーズ調査の結果などを踏まえるものとする。



(4) 次期計画の構成について

【総論】策定の趣旨／位置づけ／基本理念および基本目標／計画期間／障がい者とは／障がい者の状況／障がい者のニーズ

【基本理念】障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

| 基本目標 | 各 論 |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域生活の 支援体制の充実</p> | <p style="background-color: #cccccc;">1 地域生活の支援</p> <p>(1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援 (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援 (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実</p> <p style="background-color: #cccccc;">2 保健・医療・福祉の充実</p> <p>(1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援 (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">自立の実現に 向けた支援と 療育・教育の充実</p> | <p style="background-color: #cccccc;">3 雇用促進と就労支援</p> <p>(1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援</p> <p style="background-color: #cccccc;">4 療育・教育の充実</p> <p>(1) 就学前療育の充実 (2) 学校教育の充実 (3) 放課後等活動の充実</p> |
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域社会の障がい に関する理解の促進</p> | <p style="background-color: #cccccc;">5 生活環境の整備</p> <p>(1) 住宅環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進 (3) 防犯・防災対策および災害時支援体制の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済</p> <p style="background-color: #cccccc;">6 差別の解消及び権利擁護の推進</p> <p>(1) 障がいを理由とする差別解消の推進 (2) 権利擁護の推進 (3) 障がいと障がい者に対する理解の普及 (4) 福祉教育の推進 (5) ボランティア活動の支援・推進</p> |
| <p>計画の推進に向けて</p> | |

- (1) 庁内の協力体制
- (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力
- (3) 計画の推進

(5) ニーズ把握の方法

当該市町村における障がい者の状況等を踏まえるため、障がい当事者を対象としたニーズ調査等を実施する。なお実施時期は、次期障がい福祉計画に係る基本指針が示された後に、次期障がい福祉計画のニーズ調査等と一緒にを行う。

《現行計画策定時の実施状況》

- ①実施時期：平成 22 年 12 月
- ②対象者数：5,124 人（主に手帳所持者から抽出）
- ③調査項目：障がい者の生活実態の把握、障がい者のニーズ・意向の把握、障がい者の市施策に対する満足度の把握

【参考】

（市町村障害者計画策定指針）計画策定過程において、アンケート調査、ヒアリング、関係者との懇談会の開催等を適宜実施し、また、障害者団体の要望等を参考とするなど地域の障害者、住民の意見を広く聴取するよう配慮すること。

2. 第4期新潟市障がい福祉計画

第4期障がい福祉計画の策定にあたっては、国より示された基本指針（計画期間：3年）に即し、これまでの実績及び新潟市の実情を踏まえるものとする。

【参考】

（障害者総合支援法第88条第1項）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（障害者総合支援法第88条第6項）市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

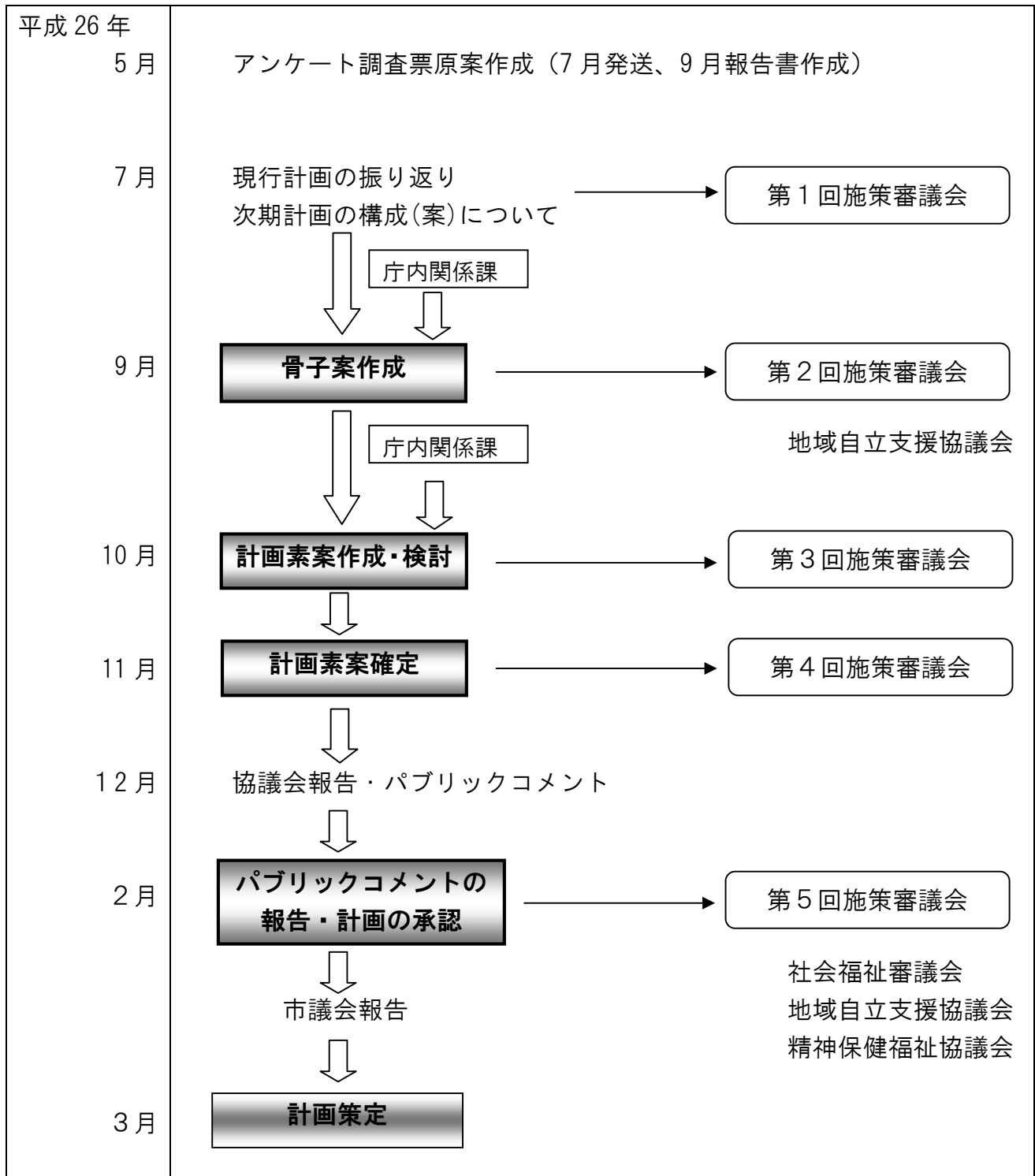
（障害者総合支援法第88条第8項）市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第6項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

（基本指針）3 障害者等のサービスの利用実態及びニーズの把握

障害福祉サービスの必要な量を見込む等の際は、地域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握しつつニーズを把握するよう努めることが必要である。

このため、現在のサービスの利用実態について分析を行うとともに、地域の実情に応じ、アンケート、ヒアリング等によるニーズ調査等を行うことが適当である。なお、ニーズ調査等については、郵送によるアンケート、障害種別・年齢別に対象者を選択してのヒアリング、障害者関係団体からのヒアリング等様々な方法が考えられるが、地域の実情、作業日程等を勘案しつつ、適切な方法により実施することが考えられる。

3. 次期計画策定スケジュール（案）



第3次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※ 平成5年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により、同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降、障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ、政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また、8月23日から9月5日までパブリックコメントを実施

概要(特徴)

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調)
また、施策の横断的視点として、障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正、障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ、以下の3つの分野を新設

7. 安全・安心
防災、東日本大震災からの復興、防犯、消費者保護 等
8. 差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進、障害者虐待の防止 等
9. 行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮 等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- ・ 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- ・ 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- ・ 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- ・ 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- ・ 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- ・ 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1)) 等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため、合計45の事項について成果目標(※)を設定

※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより、政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

第3次障害者基本計画の概要

I 障害者基本計画（第3次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね5年間

II 基本的な考え方

1. 基本理念

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法1条）

2. 基本原則

- ① 地域社会における共生等（3条）
- ② 差別の禁止（4条）
- ③ 国際的協調（5条）

3. 各分野に共通する横断的視点

- ① 障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援
- ② 当事者本位の総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 総合的かつ計画的な取組の推進

IV 推進体制

1. 連携・協力の確保
2. 広報・啓発活動の推進
3. 進捗状況の管理及び評価（成果目標）
障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
4. 法制的整備
5. 調査研究及び情報提供

III 分野別施策の基本的方向

1. 生活支援

障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実 等

2. 保健・医療

精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進 等

3. 教育，文化芸術活動・スポーツ等

新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興 等

4. 雇用・就業，経済的自立の支援

障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ 等

5. 生活環境

住宅の確保，バリアフリー化の推進，障害者に配慮したまちづくり 等

6. 情報アクセシビリティ

放送・通信等のアクセシビリティの向上，意思疎通支援の充実 等

7. 安全・安心

防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護 等

8. 差別の解消及び権利擁護の推進

障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止 等

9. 行政サービス等における配慮

選挙等及び司法手続等における配慮 等

10. 国際協力

権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信 等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第3次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1 生活支援

- ・相談支援体制の構築
- ・在宅サービス等の充実
- ・障害児支援の充実
- ・サービスの質の向上等
- ・人材の育成・確保
- ・福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- ・障害福祉サービス等の段階的な検討

2 保健・医療

- ・保健・医療の充実等
- ・精神保健・医療の提供等
- ・研究開発の推進
- ・人材の育成・確保
- ・難病に関する施策の推進
- ・障害の原因となる疾病等の予防・治療

3 教育、文化芸術活動・スポーツ等

- ・インクルーシブ教育システムの構築
- ・教育環境の整備
- ・高等教育における支援の推進
- ・文化芸術活動、スポーツ等の振興

4 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・障害者雇用の促進
- ・総合的な就労支援
- ・障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- ・福祉的就労の底上げ
- ・経済的自立の支援

5 生活環境

- ・住宅の確保
- ・公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- ・公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6 情報アクセシビリティ

- ・情報通信における情報アクセシビリティの向上
- ・情報提供の充実等
- ・意思疎通支援の充実
- ・行政情報のバリアフリー化

7 安全・安心

- ・防災対策の推進
- ・東日本大震災からの復興
- ・防犯対策の推進
- ・消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8 差別の解消及び権利擁護の推進

- ・障害を理由とする差別の解消の推進
- ・権利擁護の推進

9 行政サービス等における配慮

- ・行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- ・選挙等における配慮等
- ・司法手続等における配慮等
- ・国家資格に関する配慮等

10 国際協力

- ・国際的な取組への参加
- ・政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- ・国際的な情報発信等
- ・障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目(7, 8, 9)は第3次計画における新規分野